



平成16年 9月17日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき昨年9月19日に修正した敦賀発電所原子力事業者防災業務計画につきまして、同法に規定されている毎年の見直し検討を実施し、関係自治体との協議を経たうえで、本日、同計画を修正して経済産業大臣へ届け出ました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を添付のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、敦賀発電所の安全・安定運転に努めるとともに、原子力防災対策についても、本計画に基づき万全を期す所存です。

(参考)

協議を行った関係自治体
・福井県、敦賀市、滋賀県

<添付資料>

添付資料 「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以 上

「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

平成16年 9月17日

日本原子力発電株式会社

1. 修正の目的

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第7条第1項に基づき、敦賀発電所原子力事業者防災業務計画に諸般の状況変化を反映し、計画の適正化を図る。

原子力災害対策特別措置法第7条第1項（抜粋）

原子力事業者は、その原子力事業者ごとに……中略……原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2. 修正年月日

平成16年9月17日

3. 修正の内容

概 要	修 正 内 容
地方公共団体の組織改正に伴う反映	平成16年4月に行われた福井県の組織改正に伴い、通報箇所等の記載を修正した。
緊急被ばく医療活動等の充実強化に伴う反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時被ばく医療に関する対応 負傷者等が発生した場合の医療機関との連携（医療機関へ移送する際には、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる等）に関する記載を充実した。 ・ 防護措置に関する対応 原子力災害活動等に従事する者の防護措置（防護マスクの着用及び線量計の携帯並びに安定ヨウ素剤の服用）に関する記載を充実した。 ・ メンタルヘルス対策に関する対応 発電所対策本部の要員に対する心身の健康管理に関する記載を追記した。
社内組織改正等に伴う反映	平成16年6月の社内組織改正等に伴い、組織・役職の名称等を修正した。
その他	その他記載適正化、誤記訂正を行った。

以 上

(参 考)

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置、点検および防災教育・訓練の実施等平常時に備えるべき事項を記載

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の通報、避難誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、原子力防災センターとの連携について

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害等が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等の協力について

以 上